

〈参考〉令和4年度末の一般組合員資格喪失に係る長期給付(年金)関係の手続

	老齢厚生年金 受給権	対象者	令和4年度末 退職時の 手続き	提出書類	提出書類の取得方法	留意点
1	なし	正規職員(定年前退職者)等	待機者登録	退職届書	所属所から公立学校共済組合鹿児島支部(年金給付係)へ「若年退職事前報告書」を提出し、「退職届書(ターンアラウンド用)」を取り寄せる。	(注1) ・ (注3)
2	なし	定年退職者(60歳・63歳定年者)	待機者登録	退職届書	令和5年2月以降対象の組合員へ文書と併せて「退職届書(ターンアラウンド用)」を順次、所属所・組合員宛で送付します。	(注3)
3	なし	再任用フルタイム者 (昭和34年4月2日以後生まれ)	待機者登録	退職届書	令和5年1月31日付け公共鹿第1092号に同封の「退職届書」を使用してください。	(注2) ・ (注3)
4	あり	・正規職員(65歳定年者)等 ・再任用フルタイム者 (昭和34年4月1日以前生まれ)	退職改定	老齢厚生年金 改定請求書 等	令和5年2月中旬以降、対象の組合員へ文書と併せて「老齢厚生年金改定請求書」等を順次、所属所・組合員宛で送付します。	(注1) ・ (注2) ・ (注3)

(注1)一般組合員資格を有している任期付職員及び会計年度任用職員(フルタイム)等の退職を含む。

(注2)年度途中で退職する場合には、「退職届書(ターンアラウンド用)」または「老齢厚生年金改定請求書」等を当支部から送付しますので、電話等により連絡してください。

(注3)退職日から1日も空けずに他の公務員共済組合に一般組合員として加入する場合は、転出となります。

☆提出書類については、退職届書や老齢厚生年金改定請求書以外にも審査や本人の年金受給状況等により必要に応じた書類の提出を求める場合があります。その場合は、審査等の過程で個別に連絡します。

〈参考1〉特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢(公務員共済の厚生年金)		
昭和28年4月1日以前	60歳	※本来支給の老齢厚生年金は65歳から
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ	61歳	
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	62歳	
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	63歳	
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ	64歳	
昭和36年4月2日以降	65歳	※特別支給の老齢厚生年金の支給はなし

〈参考2〉臨時的任用職員を含む短期組合員について
長期給付は適用除外となっているため、当共済組合への長期給付関係の手続は必要ありません。 ※ 適用事業所(任命権者等)から日本年金機構へ届出が行われます。